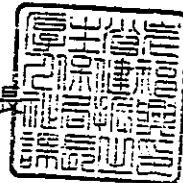


老 振 第 25 号  
老 健 第 94 号  
平成12年4月11日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局振興課



介護保険施設等におけるおむつ代に係る  
利用料の徴収について

標記については、下記のとおりとすることとされているので、改めて管下市町村及び事業者等に対する周知徹底のうえ、準備期間の不足等の事情により、下記の趣旨が十分反映されていない場合は、速やかに是正措置を講じるよう、事業者等を適切に指導されたい。

記

1. 介護保険施設等におけるおむつ代に係る費用については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）別紙中（6）④において、「介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの入所者等並びに短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。」としているところであること。

2. 介護保険法（以下「法」という。）施行前においては、おむつ代に係る費用が施設療養費等の保険給付の対象とされていなかったため、利用料として個別に徴収されていたものであるが、介護保険施設等の指定を受け、介護保険サービスを提供する場合にあっては、1を踏まえ、利用者から当該費用について別途徴収することはできないものとなること。

3. このため、介護保険施設等における日常生活に要する費用等の徴収に当たっては、1及び2を勘案し、法施行前における費用からおむつ代に係る費用分が減少することとなることを踏まえて額を定める必要があり、利用者等に対してその旨及び額について、運営に関する基準に基づき、十分に説明し、その同意を得る必要があること。